化学物質の 表示・文書交付制度のあらまし



譲渡・提供時に容器にラベル表示が必要な化学物質として、新たに4物質が追加されました。

平成15年に国連が勧告として公表した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals、以下GHS)」では、化学物質を引火性、発がん性など危険有害性ごとに分類し、危険有害とされるすべての化学物質について、その危険有害性が一目で分かるよう、世界的に統一されたルールに従ってラベル表示をしたり、化学物質等安全データシート(MSDS)を作成・提供したりすることを求めています。

このGHS国連勧告を踏まえ、わが国では労働安全衛生法の下、化学物質の表示・文書交付制度を運用しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 労働安全衛生法における表示・文書交付制度

第1 表示・文書交付制度の目的

職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性、適切な取り扱い方法などを知らなかったことで、爆発や中 毒などの労働災害が発生した事例がしばしば報告されています。

このような労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性などの情報が確実に伝達され、情報を入手し た事業場は、情報を活用してリスクアセスメントを実施し、リスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが 重要です。したがって、表示・文書交付制度は、化学物質管理の原点となる制度です。

化学物質の危険有害性 情報などの伝達

事業場での化学物質リスク アセスメントの実施

リスクに基づく合理的な 化学物質管理

第2 表示・文書交付の義務対象物質

1表示義務の対象物質(104物質およびそれを含有する混合物、P.11参照)

- (1)製造許可の対象物質(7物質)
- (2)労働安全衛生法施行令で定める表示義務対象物質(97物質)

これまでの表示義務対象物質に次の4物質を追加[平成23年4月1日施行]

①酸化プロピレン

②1.4ージクロロー2ーブテン

③1,1一ジメチルヒドラジン ④1,3一プロパンスルトン

※③の1,1一ジメチルヒドラジン以外のジメチルヒドラジンは、表示義務対象物質ではありません。

(3)上記物質を含有する混合物(表示義務対象物質ごとに裾切値*が定められています) ※当該物質の含有量がその値未満の場合、表示・文書交付の義務の対象とならない



2 文書交付義務の対象となる物(640物質およびそれを含有する混合物、P.12~16を参照)

- (1)製造許可の対象物質(7物質)
- (2) 労働安全衛生法施行令で定める文書交付義務対象物質(633物質)
- (3)上記物質を含有する混合物(文書交付義務対象物質ごとに裾切値が定められています)

表示・文書交付の対象物質

譲渡提供時の表示の義務 (104物質)

譲渡提供時の文書交付の義務 (640物質)

「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」 (平成4年労働省告示60号) すべての危険有害な化学物質について 譲渡提供時の表示および文書交付が望ましい



※ 表示義務対象104物質、文書交付義務対象640物質以外の化学物質であっても、危険有害性のある物 は「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」(平成4年労働省告示60号)に基づいて、表示およ び文書交付を行うことが望まれます。

※ 一般消費者の生活の用に供される製品は除きます。

- 「一般消費者の生活の用に供される製品」には以下のものが含まれます。
- ① 薬事法に定められている医薬品・医薬部外品および化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取り扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品
- ④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品



2 ラベル記載事項について

ラベルに記載する事項は以下の通りです。

なお、JISZ7251に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。

(1)名称

化学物質または製品の名称を記載してください。

(2)成分

各成分のうち表示義務対象物質に該当するものを記載してください(成分ごとの含有量の記載は不要です)。 なお、表示義務対象物質以外の成分についてもできる限り記載してください。

(3)注意喚起語

原則として、GHS分類の危険有害性クラス(注1)および危険有害性区分(注2)に対して、GHS附属書3または JISZ7251 附属書Aにより割り当てられた「注意喚起語」(「危険」または「警告」)を記載してください。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示義務対象物質に割り当てられた注意喚起語を、厚生労働省が作成し公表しているラベル記載例(モデルラベル)などの情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHS分類で、危険有害性クラスおよび危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(注1)引火性、発がん性など、物理化学的危険性、健康有害性または環境有害性の種類

(注2)危険有害性クラス内での危険有害性の強度

(4)人体に及ぼす作用ならびに安定性および反応性

原則として、GHS分類の危険有害性クラスおよび危険有害性区分に対してGHS附属書3またはJISZ7251 附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」を記載してください。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示義務対象物質の「危険有害性情報」を、モデルラベルなどの情報を参考にして、物質でとに記載することで差し支えありません。

なお、GHS分類で、危険有害性クラスおよび危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(5)貯蔵または取り扱い上の注意

化学物質などのばく露またはその不適切な貯蔵もしくは取り扱いから生じる被害を防止するために取るべき 推奨措置を記載してください。

(6)標章(絵表示)

原則として、GHS分類の危険有害性クラスおよび危険有害性区分に対してGHS附属書3またはJISZ7251 附属書Aにより割り当てられた標章(絵表示)を記載してください。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物全体として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示義務対象物質の危険有害性を表す標章(絵表示)を、モデルラベルなどの情報を参考にして、物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHS分類で、危険有害性クラスおよび危険有害性区分が決定されない場合は、記載する必要はありません。

(7)表示をする者の氏名、住所および電話番号

化学物質などを譲渡しまたは提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所および電話番号を記載してください。

3 ラベル表示の例

●ラベルには標章(絵表示)および以下の事項を明記してください。 名称/成分/人体に及ぼす作用/貯蔵または取り扱い上の注意/ 表示する者の氏名、住所、電話番号/注意喚起語/安定性お よび反応性 (ラベルの記載例) エチレンイミン 名称 Ethyleneimine 成分 (成分:エチレンイミン) (含有量は不要) 標章(絵表示) 危険 注意喚起語 < 危険有害性情報> 安定性およ ・引火性の高い液体および蒸気 び反応性 ・飲み込むと生命に危険(経口) ・皮膚に接触すると生命に危険(経皮) ・吸入すると生命に危険(蒸気) 人体に ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 及ぼす作用 ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ・遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれの疑い ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、腎臓、肝臓、肺の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ ・長期または反復ばく露による腎臓、肝臓、呼吸器系の障害 ・水生生物に有害 ・長期的影響により水生生物に有害 <注意書き> 【安全対策】 ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・使用前に取扱説明書を入手すること。 ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 ・静電気放電や火花による引火を防止すること。 ・個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 ・呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 ・屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。 ・眼、皮膚または衣類に付けないこと。 貯蔵または ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・取り扱い後はよく手を洗うこと 取り扱い上 ・汚染された作業衣を作業場から出さないこと。 の注意 ・環境への放出を避けること。 ・火災の場合には適切な消火方法をとること。 ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 ・ばく露またはその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。 ・飲み込んだ場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。口をすすぐこと。 ・眼に入った場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 ・吸入した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚に付着した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚刺激または発疹がおきた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。 ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 厚労株式会社 氏名(法人名) 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇 住所(所在地)

電話番号

TEL 03-0000-xxxx FAX 03-0000-AAAA

4 混合物のラベル表示方法

表示義務対象物質である原料A、Bと表示義務対象でない原料Cを混合して、製品Dを製造する場合の製品Dのラベル表示方法を示します。

<名 称> 製品名などを記載してください。

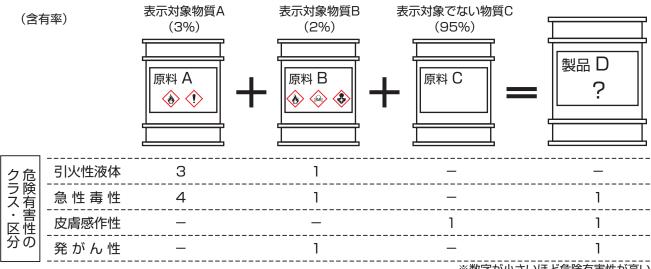
<成分> 含有する表示義務対象物質の名称を記載してください。なお、表示義務対象物質以外の成分についても、できる限り記載してください。

<注意喚起語>、<人体に及ぼす作用>、<安定性および反応性>

原則として、以下の①のように、製品口についてGHS分類に従って表示しますが、製品口としてGHS分類がなされていない場合には、②のように、含有する表示義務対象物質の純物質としての情報を物質ごとに記載してください。

<貯蔵または取り扱い上の注意>

化学物質へのばく露またはその不適切な貯蔵もしくは取り扱いから生じる被害を防止するために取るべき措置を記述した文言を記載してください。



※数字が小さいほど危険有害性が高い

①製品Dの分類で表示する場合



②成分ごとに表示する場合



5 MSDS記載事項について

MSDS(化学物質等安全データシート)に記載する事項は、以下の通りです。

なお、JISZ7250に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。記載に当たっては、厚生 労働省が作成し公表しているMSDS記載例(モデルMSDS)を参考にできます。

(1)名称

化学物質などまたは製品の名称を記載してください。

(2)成分およびその含有量

各成分のうち文書交付義務対象物質に該当するものを記載してください。 文書交付義務対象物質以外の成分およびその含有量についてもできる限り記載してください。

(3)物理的および化学的性質

各事業者が使用してきたMSDSやモデルMSDSの情報を参考にして、化学物質などの外観、pH、融点、凝固点、沸点、初留点、引火点などの情報を記載してください。

(4)人体に及ぼす作用

急性毒性、皮膚腐食性・刺激性などの有害性に関する情報を記載してください。

ただし、混合物として有害性の試験を行うことが原則ですが、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する文書交付義務対象物質の情報を物質ごとに記載してください。

(5)貯蔵または取り扱い上の注意

適切な保管条件、取り扱い上の注意などの情報を記載してください。

(6)流出その他の事故が発生した場合の応急措置

緊急時の応急措置、火災時の措置、漏出時の措置を記載してください。

(7)通知を行う者の氏名、住所および電話番号

化学物質などを譲渡または提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所および電話番号を記載してください。

(8)危険性または有害性の要約

原則として、GHS分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、標章(絵表示)、注意喚起語、 危険有害性情報および注意書きに対してGHS附属書3またはJISZ7251附属書Aにより割り当てられた絵 表示と文言を記載してください。

ただし、混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する文書交付義務対象物質の「危険有害性情報」を、モデルMSDSなどの情報を参考にして、物質でとに記載することで差し支えありません。

(9)安定性および反応性

化学物質などの危険性に関する情報(避けるべき条件、混触危険物質、予想される危険有害な分解生成物)を記載してください。

(10)適用される法令

化学物質などに適用される法令の名称および当該法令に基づく規制に関する情報を記載してください。

(11)その他参考となる事項

その他、当該物を取り扱う上で重要な記載事項を記載してください。

6 危険物輸送の際の標識について

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」や「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」に定められた標識などを表示している場合、その標識などが労働安全衛生法に定められた標章となります。

7 経過措置について

新たに表示義務の対象となる以下のもののうち平成23年4月1日において現に存するものについては、平成23年9月30日までの間は表示規定が適用されません。

- ① 酸化プロピレンまたはこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物
- ② 1,4-ジクロロ-2-ブテンまたはこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物
- ③ 1,1-ジメチルヒドラジンまたはこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物
- ④ 1.3 一プロパンスルトンまたはこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物

8 問い合わせ先について

詳細については下記までお問い合わせください。

- ■厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 (電話 03-5253-1111 内線5517、5516)
- ●中央労働災害防止協会化学物質管理支援センター(電話 03-3452-3373)
- ●各都道府県労働局安全衛生課または労働衛生課





9 GHS国連勧告と改正労働安全衛生法の記載項目の関係

1 表示

	GHS国連勧告	改正労働安全衛生法第57条	改正労働安全衛生規則第33条·告示
1	注意喚起語		第2号「注意喚起語」
2	危険有害性情報(危険性情報)		第3号「安定性及び反応性」
	危険有害性情報(有害性情報)	第1号ハ「人体に及ぼす作用」	
3	注意書き	第1号二「貯蔵又は取扱い上の注意」	
4	絵表示	第2号「当該物を取り扱う労働者に 注意を喚起するための標章で厚生 労働大臣が定めるもの」	【法第五十七条第一項第二号の規定 に基づき厚生労働大臣が定める標 章を定める告示】
5	製品特定名(製品の特定名)	第1号イ「名称」	
	製品特定名(物質の化学的特定名)	第1号口「成分」	
6	供給者の特定		第1号「法第五十七条第一項の規定 による表示をする者の氏名(法人に あつては、その名称)、住所及び電話 番号」

2 文書交付

	GHS国連勧告	改正労働安全衛生法第57条の2	改正労働安全衛生規則第34条の2の4
1	化学物質等及び会社情報(GHSの 製品特定手段)	第1号[名称]	
	化学物質等及び会社情報(供給者名 の氏名、住所及び電話番号)		第1号「法第五十七条の二第一項の 規定による通知を行う者の氏名(法 人にあつては、その名称)、住所及び 電話番号」
2	危険有害性の要約(GHS分類、注意 書きを含むGHSラベル要素、分類に 関係しない他の危険有害性)		第2号「危険性又は有害性の要約」
3	組成、成分情報	第2号「成分及びその含有量」	
4	応急措置	第6号「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」	
5	火災時の措置		
6	漏出時の措置		
7	取扱い及び保管上の注意	第5号「貯蔵又は取扱い上の注意」	
8	ばく露防止及び人に対する保護措置		
9	物理的及び化学的性質	第3号「物理的及び化学的性質」	
10	安定性及び反応性		第3号「安定性及び反応性」
11	有害性情報	第4号「人体に及ぼす作用」	
12	環境影響情報		第5号「その他参考となる事項」
13	廃棄上の注意	第5号「貯蔵又は取扱い上の注意」	
14	輸送上の注意		
15	適用法令		第4号「適用される法令」
16	SDSの作成と改訂に関する情報を 含むその他の情報		第5号「その他参考となる事項」